

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則案について（概要）

令和 6 年 8 月
環境省自然環境局
農林水産省大臣官房
国土交通省総合政策局

1. 背景

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和 6 年法律第 18 号。以下「法」という。）は、令和 6 年 4 月に成立し、公布された。法は、地域における生物の多様性の増進のための活動を促進するため、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の主務大臣による認定や、市町村、連携活動実施者及び土地の所有者等が締結することのできる生物多様性維持協定に係る規定等が置かれている。

法について、令和 7 年 4 月 1 日に施行を予定しているところ、これらの規定の施行に向けた所要の規定の整備等を行うため、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則を制定する。

2. 省令案の内容

（1）増進活動実施計画の認定の申請に関する規定（法第 9 条第 1 項関係）

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）を記載した申請書を主務大臣に提出することとする。
- ・申請に伴って必要な書類を添付することとする。具体的には、増進活動実施計画、実施区域の状況を明らかにした図面、生物の多様性の現況に関する書類（当該地域生物多様性増進活動が生物の多様性の維持に資するものである場合に限る。）を添付する。
- ・法第 15 条から第 21 条までに規定する法律の特例の適用を受けようとする場合は、それぞれ個別法の特例の審査の際に必要な書類を添付する。
- ・活動計画の区域や活動によっては、審査に当たって追加で詳細な確認が必要になる場合が想定されるため、主務大臣は認定に関し必要があると認めるときは、これらのほかに、必要な書類の提出を求めることができることとする。
- ・申請書及び増進活動実施計画と個別法の特例を申請する際に添付する書類に重複が生じる場合が想定されるため、主務大臣が、必要がないと認めるときは添付を省略できることとする。

（2）増進活動実施計画に特定外来生物の防除（都道府県が行うものを除く。）が記載されているときの通知に関する規定（法第 9 条第 4 項関係）

- ・法第 9 条第 4 項の主務省令で定める期間は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条の 2 に規定する期間と同様に、2 週間とする。

（3）増進活動実施計画の変更の認定の申請に関する規定（法第 10 条第 1 項関係）

- ・氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を主務大臣に提出することとする。
- ・また、変更後の増進活動実施計画及び変更前の増進活動実施計画に従って行われる地域生物多様性増進活動の実施状況を記載した書類、変更内容に区域の変更や特例

に係る内容の変更がある場合は、その変更内容に関する書類を添付する。

(4) 軽微な変更及び軽微な変更の届出に関する規定（法第 10 条第 1 項ただし書及び第 2 項関係）

①軽微な変更

- ・増進活動実施計画の変更のうち、申請者の氏名及び住所の変更、地域生物多様性増進活動の実施時期の 6 月以内の変更又は増進活動実施計画の計画期間の 6 月以内の短縮、地域生物多様性増進活動の区域の変更（その名称若しくは地番の変更又は 10 パーセント未満の面積の減少）等の増進活動実施計画の内容の実質的な変更ではないものであって、変更後も法第 9 条第 3 項に掲げる基準に適合することが明らかなものを軽微な変更とする。

②軽微な変更の届出

- ・氏名及び住所、変更した内容、変更した年月日並びに変更をした理由を記載した届出書を主務大臣に提出することとする。当該変更が認定の申請の際に添付する書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付する。

(5) 地域生物多様性増進活動の中止等の通知に関する規定（法第 10 条第 3 項関係）

- ・氏名及び住所、中止等の年月日並びに中止又はその認定増進活動実施計画に従つて行うことことができなくなった理由を記載した通知書の提出により主務大臣に通知するものとする。また、中止等がされた活動の実施状況を把握するため、通知に当たっては、その地域生物多様性増進活動の実施状況を記載した書類を添付する。

(6) 連携増進活動実施計画の認定の申請等に関する規定（法第 11 条第 1 項、法第 12 条第 1 項から第 3 項まで関係）

- ・連携増進活動実施計画の認定の申請、変更の認定の申請、軽微な変更、軽微な変更の届出及び中止等の通知は、増進活動実施計画の場合と同様であることから、増進活動実施計画に関する規定を準用することとする。
- ・ただし、連携増進活動実施計画の認定の申請において、法第 20 条第 2 項の特例を申請しようとする場合は、市町村が自ら計画作成時に市町村森林整備計画と適合を確認することでその特例の適用の要否を確認することから、認定の申請時における必要な書類はないため、増進活動実施計画の認定の申請における法第 20 条第 2 項の特例を申請する場合に添付する書類の規定は、準用の対象から除く。

(7) 認定等に関する事務に関する規定（法第 14 条関係）

- ・独立行政法人環境再生保全機構は、法第 14 条に規定する認定等に関する事務として、申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認、認定通知書類の作成及び当該通知書の送付等を行うこととする。

(8) 生物多様性維持協定の基準に関する規定（法第 22 条第 3 項第 3 号関係）

- ・法第 22 条第 3 項第 3 号に規定する基準は、次のとおりとする。
 - 生物多様性維持協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
 - 生物多様性維持協定区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項は、その認定連携増進活動実施計画に係る法第 11 条第 2 項第 1 号及びこれに関連して必要とされるものでなければならない。
 - 生物多様性維持協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負

担を課するものであってはならない。

○生物多様性維持協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。

○生物多様性維持協定は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）又は海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(9) 生物多様性維持協定の縦覧に関する規定（法第 23 条第 1 項及び法第 25 条関係）

- ・生物多様性維持協定を締結しようとする場合に行う公告は、当該協定の名称、区域、有効期間、区域内の連携地域生物多様性増進活動に関する事項、縦覧場所について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(10) 生物多様性維持協定の公告に関する規定（法第 24 条及び法第 25 条関係）

- ・生物多様性維持協定の締結の公告も、締結しようとする場合に行う公告と同様であるため、締結しようとする場合の公告の規定を準用する。

(11) 権限の委任に関する規定（法第 35 条第 3 項関係）

- ・主務大臣の権限（環境大臣に属するものに限る。）のうち、地方環境事務所長へ委任するものについて規定する。また、法第 27 条第 2 項の規定による環境大臣の権限については地方環境事務所長に委任する。ただし、いずれも環境大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととする。

3. 施行日（予定）

法の施行日